

令和4年第8回

栄町農業委員会総会議事録

栄町農業委員会

1 開催日時 令和4年8月9日(木) 午後3時00分から午後3時30分

2 開催場所 栄町役場庁舎3階庁議室

3 出席委員(7名)

会 長	8番	宮本 敏郎
会長職務代理者	7番	朝倉 友子
委 員	1番	増田 榮
	2番	鈴木 憲司
	3番	長崎 光男
	4番	野村 斗士夫
	5番	長谷川 貴子
	6番	岩井 秀喜

4 欠席委員 なし

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議事

議案第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認
について

議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配
分計画(案)に対する意見について

議案第3号 栄町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」
について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 農地法第5条届出に伴う工事完了報告と転用事実確認証明願
について

報告第3号 地目変更登記に係る照会に対する回答について

そ の 他

6 出席職員

農業委員会事務局長 湯浅 実

農業委員会事務局次長 森田 勲

農業委員会事務局主査 青木 秀直

7 農地利用最適化推進委員(10名)

日暮 秀男 竹本 英二 岩竹 一哉 岩田 公夫 湯浅 光修

大見川 正明 後藤 良和 青木 秀樹 眞仲 健司 齊藤 博之

◎開会

午後3時00分開会

○事務局長（湯浅実）

それでは、はじめさせていただきます。起立、礼。

○議長（宮本敏郎）

ただ今より、令和4年第8回栄町農業委員会総会を開会します。本日の委員8名中8名出席ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項により、総会は成立しております。

◎議事録署名委員の指名

○議長（宮本敏郎）

議事日程第1の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮本敏郎）

それでは、2番 鈴木憲司委員、3番 長崎光男委員にお願いします。

◎会議書記の指名

○議長（宮本敏郎）

議事日程第2の会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の森田氏と青木氏を指名します。

○議長（宮本敏郎）

それでは議事に入ります。

議案第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、を議題とし、事務局の説明を求めます。

○事務局長（湯浅実）

それでは、1ページ 議案第1号について、ご説明させていただきます。

場所につきまして、2ページをご覧ください。

農地の所在が酒直字葉崎、地目は登記簿・現況共に田、面積は1,487㎡他1筆で、合計2,974㎡です。

譲渡人、譲受人、経営面積はそれぞれ記載のとおりです。

所有権の移転時期と引渡時期は、令和4年9月30日となっております。

本件は、農業経営基盤強化促進法に基づき、農地の所有権移転をするもので、譲受人は、町の認定農業者に登録されており、規模拡大を目指す意欲があり、今後も水稻を作付けする計画のため周辺地域の農地利用に支障が生ずる恐れはないと考えます。

このことから、今回の利用集積計画は、町で定める基本的な構想に適合し地域との調和要件は問題ないと思われまます。

また、譲受人の営農状況、農機具の所有状況、農作業に従事する者の数等から見て農作業常時従事要件及び全部効率利用要件は問題ないと思われま

す。以上で説明とさせていただきます。

○議長（宮本敏郎）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第1号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（宮本敏郎）

挙手全員、よって議案第1号は、原案のとおり決定しました。

○議長（宮本敏郎）

次に、議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画（案）に対する意見について、を議題とし、事務局の説明を求めます。なお、この案件については、私に関連する議案ですので、議長を朝倉会長職務代理者をお願いし退室させていただきます。

（宮本会長退席し、朝倉会長職務代理者 議長席へ）

○事務局長（湯浅実）

それでは、3ページ、議案第2号について、ご説明させていただきます。

場所につきましては、4ページをご覧ください。

農地の所在が須賀字町田 地目は登記簿・現況共に田、面積は1,046㎡です。

内容は賃借権の再設定で、貸付人、借受人、転貸人、経営面積は記載のとおりです。

10アールあたりの賃借料は、1.5俵相当額になり、期間は令和4年8月22日からとなり、既に農地の中間管理権が設定されているため、利用権の期間は残存期間になります。

今まで耕作していた借受人の事情などにより、この後の報告第1号により合意解約がされ、新たな借受人に農地の中間管理権を取得している「公益社団法人 千葉県園芸協会」が、「転貸人」となり、農用地の再配分を行なうものです。

この借受人については、認定農業者になり、耕作等の状況、農機具の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて全部効率利用要件及び農作業常時従事要件は問題ないと思われま

す。以上で説明とさせていただきます。

○議長（朝倉友子）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。
(挙手なし)

○議長（朝倉友子）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第2号について、町に対し、意見なしとして回答することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（朝倉友子）

挙手多数、よって、議案第2号整理番号1については、農業委員会として意見がない旨回答することに決定しました。宮本会長に関連する議案が終わりましたので、議長を宮本会長に代わります。

(宮本会長入室し議長席へ、朝倉会長職務代理者は自席へ)

○議長（宮本敏郎）

次に、議案第3号栄町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について、を議題とし、事務局の説明を求めます。

○事務局次長（森田勲）

それでは、議案第3号栄町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について、農業委員会等に関する法律第7条第1項に基づき、農地等の利用の最適化に関する指針を定めることについて審議を求めるものでございます。

指針を定め、また変更しようとするときは、農地利用最適化推進委員の意見を聞かなければならないとされていることから、ご審議をお願いするものでございます。

資料は、6ページになります。

この指針は、農業委員と農地最適化推進委員が連携して、農地等の利用の最適化を推進していくため、本町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を定めるものでございます。

それでは、第1の基本的な考え方としまして、「農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）」が改正され、農業委員会は、その区域内の「農地等の利用の最適化の推進」に関する事項を行うとされました。

「農地等の利用の最適化の推進」としましては、「①遊休農地の発生防止・解消、②担い手への農地利用の集積・集約化、③新規参入の促進による農地等の利用の効率化及び高度化の促進」が農業委員会の最も重要な必須業務として、明確に位置付けられたことや栄町の現状・課題、方向性、指針策定の趣旨などを第1の基本的な考え方に記載したものです。

なお、この指針は、農業委員及び農地最適化推進委員の改選期である3年ごとに見直しを行うもので、単年度の具体的な活動については、毎年度策定している「最適化活動の目標の設定等」のとおりとするものでございます。

次に、第2の具体的な目標と推進方法になります。

1の遊休農地の発生防止と解消についてですが、遊休農地の面積の目標を23ヘクタールとし、令和4年3月末の遊休農地の1.0ヘクタールを解消するとしています。

具体的な推進方法としては、農地の利用状況調査と利用意向調査の実施や農地所有者の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付けなどを行うとしております。

2の担い手への農地利用の集積・集約化についてですが、集積目標を530ヘクタールとしています。

目標設定につきましては、千葉県農地利用集積取組計画の令和4年度推進目標面積を基に3年後の目標を設定しています。

具体的な推進方法としましては、農業委員会として、地域ごとに人と農地の問題解決のため、「地域における農業者等による協議の場」を通じて、認定農業者等を地域の中心となる経営体と位置づけ、それぞれの農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能性のある「人・農地プラン」の作成と見直しに主体的に取り組むものでございます。

3の新規参入の促進についてですが、新規参入の促進目標は過去3年間の新規参入実績を勘案して、3経営体とし年間1経営体を算入させる目標としております。

また、新規参入者取得面積は、過去3年間の実績は3haであったことから、年間1haを算入させる目標としております。

具体的な推進方法としましては、関係機関との連携や地域の受入れ条件の調整等の役割を担うフォローアップ活動により新規参入を進めるものでございます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（宮本敏郎）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手あり）

○議長（宮本敏郎）

はい、長崎委員

○3番（長崎光男）

6ページの遊休農地面積ですが、現状24.0haから目標23.0haに減っていますが減ったほうが良いのでしょうか。

○事務局長（湯浅実）

遊休農地は、減ったほうが良いです。

○3番（長崎光男）

例年どのくらい遊休農地面積は増えているのか。

○事務局長（湯浅実）

毎年、約1.5ha 増えていますが、解消も約1.5ha あり増減は約0ha になっております。

○議長（宮本敏郎）

他にございませんか。

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第3号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（宮本敏郎）

挙手全員、よって、議案第3号については、原案のとおり決定しました。

○議長（宮本敏郎）

次に、報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（湯浅実）

それでは、9ページ、報告第1号について、ご説明させていただきます。

場所につきましては、先ほどの議案第2号と同じで、4ページをご覧ください。

農地の所在が須賀字町田、地目は登記簿・現況共に田、面積は1,046㎡です。

貸付人、借受人、転貸人、解約の申し入れ日、解約の成立日、土地の引き渡し日、解約の通知日は記載のとおりです。

本件は、賃貸借契約により借受人が耕作していた農地について、転貸人と借受人が話し合いの結果、双方合意のうえ契約を解除し、農地を転貸人に返すということで、その旨を書面で農業委員会に通知してきたものでございます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（宮本敏郎）

この案件は、報告だけで採決はしませんが、何か質問がありましたら挙手をお願いします。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

○議長（宮本敏郎）

次に、報告第2号農地法第5条届出に伴う工事完了報告と転用事実確認証明願いについて、事務局の説明を求めます。

○事務局長（湯浅実）

それでは、10ページ報告第2号についてご説明させていただきます。

場所につきましては、11ページをご覧ください。

申請地は、安食字堀口、地目は登記簿・現況共に畑、面積は111㎡です。転用目的は、駐車場用地になります。

本件は、申請人より工事完了報告書及び転用事実確認証明願の提出があり、栄町農業委員会事務局規定第6条第14号の規定により、令和4年7月20日に現地を確認し、あわせて転用事実確認証明書を交付したものでございます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（宮本敏郎）

この案件も、報告だけで採決はしませんが、何か質問がありましたら挙手をお願いします。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

○議長（宮本敏郎）

次に、報告第3号地目変更登記に係る照会に対する回答について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（湯浅実）

それでは、12ページから14ページ、報告第3号について、ご説明させていただきます。

場所につきましては、15ページをご覧ください。

本件は、千葉地方裁判所より令和4年7月12日付けで照会があった件について、令和4年7月22日専決処分により回答したものでございます。

12ページ農地の所在は、布鎌酒直字後耕地、地番3番1、登記簿が宅地、面積が624.79㎡になります。

次に13ページ、布鎌酒直字後耕地、地番3番2、登記簿が畑、面積が1,090㎡になります。

次に14ページ、布鎌酒直字後耕地、地番5番、登記簿が田、面積が535㎡になります。

令和4年7月22日に朝倉委員、齊藤推進委員及び事務局で現地調査をしてまいり

ました。現地は県道・美浦栄線沿いにあり、地番3番1及び地番3番2については家屋や倉庫が建っており、航空写真や税務課の課税資料からも過去20年以上農地でないと判断できたため、現況地目を「非農地」として回答し、地番5番については、水稲が作付けされておりましたので現況地目を「農地」として回答したものでございます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（宮本敏郎）

この案件も、報告だけで採決はしませんが、何か質問がありましたら挙手をお願いします。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で報告第3号を終わります。

○議長（宮本敏郎）

以上で本日の議案の審議はすべて終了しました。その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いします。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

よろしいですか、それでは以上をもちまして令和4年第8回総会を閉会します。

○事務局長（湯浅実）

起立、礼。お疲れ様でした。

午後3時30分閉会